中札内高等養護学校幕別分校

いじめ対策委員会

学校いじめ防止基本方針

1　いじめ防止基本方針

（１）学校、家庭、地域が継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

（２）学校全体で、組織的な取り組みを進める。

（３）未然防止の活動を、計画的に進め、全教職員が意識して取り組む。

2　いじめの理解

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を当てる行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法　第二条】

（２）いじめの内容（具体的ないじめの態様）

ア　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ　仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ　金品をたかられる。

カ　金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

など

（３）いじめの要因

ア　生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるもの。

イ　大人の振る舞いを反映した問題でもある。

例：パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするなど。

ウ　潜在化したり深刻化したりもする。

例：観衆（はやしたてたり、面白がったりする）や傍観者（周辺で暗黙の了解を与えている）の存在や学級や部活動などの所属集団の閉鎖性などの問題。

エ　ストレスによるもの。

例：イライラ感や無気力感を伴うもの、友人等との嫌なできごとによるもの、競争的な価値観、遊び感覚やふざけ意識によるからかい等

など

（４）留意すること

基本的には生徒が心身の苦痛を訴えている場合をいじめとするが、状況によっては当該生徒に確認しても否定する場合も見られることから、日ごろの観察等を怠らないようにする。

（５）いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも３ヶ月を目安とする。）

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※ただし、必要に応じて被害生徒と加害生徒との関係修復など他の事情も勘案して判断する。

３　いじめの基本認識

（１）いじめは人権侵害である。

（２）いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

（３）いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方は間違いである。

（４）いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要の刑罰法規に抵触する。

（５）いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

４　いじめの防止のための取り組み

（１）未然防止および早期発見（情報収集・情報共有）

ア　個別相談週間の設定

生徒の抱えている問題に気づき、早期に対応できるようにする。

（前期：５月　、　後期：11 月～12 月）※その他必要に応じて実施する。

イ　学習活動

(ｱ) 自己理解、自己受容、他者理解、他者受容等について学習する。（LHR、教科等）

(ｲ) 情報モラル教育の充実を図る（教科、ネットモラル指導教室等）

(ｳ) 出前授業や交流学習等、地域や異世代との交流をとおしてコミュニケーションを学ぶ。

（２）早期対応

ア　いじめ全般　　　　　　　　　　　危機管理マニュアルｐ８参照

イ　インターネット上の誹謗中傷の場合　　危機管理マニュアルｐ12 参照

（３）職員研修

ア　いじめ防止基本方針の確認

イ　コンパスを活用した研修

５　いじめに対する措置

基本的には本校の懲戒等規定に従うものとする。ただし、いじめの場合は、いじめを受けた生徒に配慮し、いじめを行った生徒については、登校して別室で指導を受けるのではなく、家庭での学習を主とした指導を行う。また、その際には教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

６　組織

　校内支援委員会と生徒指導・保健体育部が合同で取り組むものとする。状況に応じて、教務主任、保護者、関係機関も含めて組織する。

◎いじめの解決に向けた組織的な取り組み

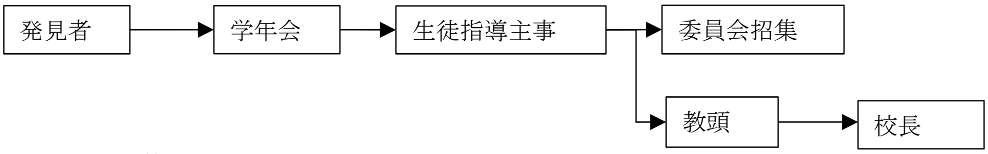

＜臨時いじめ対策委員会＞

※学校全体で共通理解を図るために、記録票を作成する。

７　重大な事態への対応

（１）　重大事態の意味

　ア　生徒が自殺を企画した場合
　イ　身体に重大な障害を負った場合
　ウ　金品等に重大な被害を被った場合
　エ　精神性の疾患を発症した場合　　　　等

（２）　報告

　ア　基本的には早期対応と同様の対応を取るが、報告は教育委員会だけではなく、知事にもあげる。
　イ　事実関係を明確にするための調査の実施。
　ウ　当該生徒および保護者に調査結果等の情報の提供。
　エ　調査結果の議会への報告

８　いじめ防止基本方針の点検・見直し

いじめ防止基本方針は、次の３点を受けて、いじめ対策委員会が必要に応じて改定していく。

①「学校いじめ防止基本方針」チェックリストを基に点検・見直しをする。

②学校評価アンケートで、生徒と保護者から意見を聴取する。

③学校運営協議会で、委員からの意見を聴取する。